

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年 3月29日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第14号

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新潟市国民健康保険条例（昭和34年新潟市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第12条の5の9中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第17条第1項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改め、同条第4項中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第21条の3第2項中「の雇用保険受給資格者証」を「に規定する雇用保険受給資格者証又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者又は被保険者であった者に係る新潟市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の新潟市国民健康保険条例の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。